

## 社会福祉法人的場会 役員報酬及び旅費(費用弁償)規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人的場会の理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

### (役員報酬と費用弁償の額)

第2条 役員のうち、監事(公認会計士の職にある者)が、業務執行(監事監査)を行った場合は別表1に定める額を支給する。その他の役員が業務執行を行った場合は、費用弁償として別表2に定める額を支給する。

### (旅費)

第3条 役員が、役員会以外の会議及び研修会等に出席した場合の旅費は、社会福祉法人的場会給与規程に定める額とする。

### (支給方法)

第4条 役員の報酬及び費用弁償の支給方法は、社会福祉法人的場会給与規程に準じて支給する。

### 附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日一部改正。

この規程は、平成29年3月23日一部改正。

別表 1

監事(公認会計士等)役員報酬	50,000 円
----------------	----------

別表2

役員の居住地	費用弁償額
栃木県内	1,000 円
栃木県以外	10,000 円